

令和4年10月13日  
工学研究科長裁定制定

（趣旨）

第1条 この規程は、京都大学大学院工学研究科（以下「研究科」という。）のインキュベーション・コアラボ（最先端機器室）が管理及び運用する設備の共同利用について必要な事項を定めるものとする。

（設備）

第2条 この規程において対象となる設備は、別表第1の設備名称欄に掲げる設備（以下「設備1」という。）及び別表第2の設備名称欄に掲げる設備（以下「設備2」という。）とする。

（管理専攻及び管理責任者）

第3条 設備の適正な管理を行うため、設備ごとに別表第1及び別表第2のとおり管理専攻及び管理責任者を置く。

（利用資格）

第4条 設備1を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、設備ごとに別表第1に記載のものとする。

- (1) 研究科の教職員又は学生のうち、管理専攻に所属するもの
- (2) 研究科の教職員又は学生のうち、管理専攻以外に所属するもの
- (3) 京都大学（以下「本学」という。）の教職員又は学生のうち、研究科以外に所属するもの
- (4) 国、地方公共団体、国立大学法人若しくは大学共同利用機関法人、独立行政法人又は教育・研究を事業目的とする法人若しくは団体に所属する者
- (5) 企業等において研究開発に従事する者
- (6) その他管理責任者が適当と認める者

（利用日）

第5条 設備1は、次の各号に掲げる日を除き、毎日利用できる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで（前号に掲げる日を除く。）
- (4) 6月18日（創立記念日）
- (5) 8月第3週の月曜日、火曜日及び水曜日

2 前項の規定にかかわらず、管理責任者が特に必要と認めるときは、前項各号に掲げる日の利用を許可し、又は利用可能な日であっても利用を禁止することがある。

（利用時間及び利用単位）

第6条 設備1の利用時間は、設備ごとに別表第1の利用時間欄に記載のとおりとする。

2 設備1の利用単位は、設備ごとに別表第1の利用単位欄に記載のとおりとする。

3 第1項の規定にかかわらず、管理責任者が特に必要と認めるときは、利用時間を延長又は短縮することがある。

（利用申請）

第7条 設備1を利用しようとする者は、設備ごとに別表第1に記載の利用申請期間内に本学の設備サポート拠点である「桂結」－最先端研究機器の進化するネットワーク拠点（以下「桂結」という。）におけるウェブシステムを通じて利用申請を行い、事前に承認を受けな

なければならない。

(利用承認)

第8条 管理責任者は、前条により利用申請があったときは、その承認又は不承認を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 設備1の利用承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用日時を変更し、又は利用を取り止める場合には、設備ごとに別表第1に記載の管理責任者に申し出て、その承認を受けなければならない。別表第1の変更・取止め欄に記載の期日を経過した場合は、設備1の利用日時の変更又は利用の取止めを申し出ることができない。

(分析の委託)

第9条 設備2による分析を管理専攻に委託しようとする者は、「桂結」におけるウェブシステムを通じて委託申請を行い、管理専攻の指示に従い分析に必要な情報を提供の上、事前に承認を受けなければならない。

2 前項の申請ができる者は、第4条各号に掲げるいずれかに該当する者のうち、別表第2に記載のものとする。

3 管理責任者は、第1項の申請があったときは、管理専攻の業務に支障がないと認める場合に限り、これを承認することができる。

4 前条第1項の規定は、委託申請の場合に準用する。

5 前項において準用する前条第1項の承認を受けた者(以下「委託者」という。)は、分析に使用する試料(以下「分析試料」という。)を、管理専攻の指示に従い提出するものとする。

6 委託者は、委託内容を変更し、又は委託を取り止める場合には、管理責任者に申し出て、その承認を受けなければならない。ただし、管理専攻に分析試料を提出した後は、委託内容の変更又は委託の取止めを申し出ることができない。

7 管理責任者は、分析が完了したときは、その結果を委託者に交付するとともに、分析試料に残余がある場合は、委託者の希望に応じてこれを返還する。

(利用料等)

第10条 利用者及び委託者(以下「利用者等」という。)は、本学の指定する方法により、その利用する設備又は委託する分析に応じて別表第1に定める利用料又は別表第2に定める委託料を納付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理責任者が特別の理由があると認めるときは、利用料又は委託料(以下「利用料等」という。)の全部又は一部を免除することができる。

3 一旦納付された利用料等は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料等の全部又は一部を返還する。

(1) 第8条第2項に定める利用日時の変更又は利用の取止めを承認した場合

(2) 前条第6項に定める委託内容の変更又は委託の取止めを承認した場合

(3) 管理専攻の都合により承認を取り消し、又は設備1の利用を停止させ、若しくは委託を受けて実施する設備2による分析を中止した場合

(利用者の遵守事項)

第11条 利用者は、設備1の利用に関し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用を承認された目的以外に利用しないこと。

(2) 設備1を第三者に利用させないこと。

(3) 設備1を初めて利用する場合は、管理責任者が実施する事前講習を受講すること。ただし、管理責任者が不要と認める場合を除く。

(4) 設備1に特別の工作をし、又は現状を変更しないこと(管理責任者が認める場合を除く)

く。)

(5) 本学の施設、設備等の保全に努めること。

(6) その他管理責任者が指示する事項

2 利用者は、設備1に異常があるときは、速やかに管理責任者に報告し、その指示に従わなければならない。

(設備の利用の停止又は分析の中止等)

第12条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、設備1の利用若しくは設備2による分析の委託の承認を取り消し、又は設備1の利用を停止させ、若しくは委託を受けて実施する設備2による分析を中止することができる。

(1) 利用者等が、この規程に違反し、又は違反するおそれがあると管理責任者が認めるとき。

(2) 利用者等が、利用申請又は委託申請において虚偽の記載を行ったとき。

(3) 委託者が提供した分析に必要な情報に誤りがあったとき。

(4) 利用者等が、利用料等を本学が指定する期日までに納付しないとき。

(5) 本学の管理上の事由により、設備1の利用に支障があると管理責任者が認めるとき。

2 前項第1号から第4号までの事由により設備1の利用若しくは設備2による分析の委託の承認を取り消し、又は設備1の利用を停止させ、若しくは委託を受けて実施する設備2による分析を中止したことにより利用者等に損害を及ぼすことがあっても、本学はその責めを負わない。

(原状回復)

第13条 利用者は、設備1の利用を終えたとき(前条第1項の規定により利用承認を取り消し、又は利用を停止させた場合を含む。)は、速やかに原状に回復するとともに、管理責任者の検査を受けなければならない。ただし、管理責任者が不要と認めるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第14条 利用者は、その責に帰すべき事由により本学の施設、設備等を滅失又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密保持)

第15条 管理専攻に所属する教職員及び利用者等は、次の各号のいずれかに該当するものを除き、設備1の利用又は設備2による分析の委託により知り得た一切の情報を、相手方の書面による事前の同意なしに第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

(1) 既に公知となっている情報

(2) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報

(3) 相手方から当該情報を入手した時点で、既に自己が保有していた情報

(4) 相手方から知り得た情報によらず、自己が独自に開発した情報

(5) 相手方から当該情報を入手後、自己の責めによらずして公知となった情報

(6) 裁判所、行政機関等の公的機関から法令に基づき開示を命ぜられた情報

(事務)

第16条 共同利用に関する事務は、桂地区(工学研究科)事務部において処理する。

(疑義等の解決)

第17条 この規程に定めのない事項が生じた場合又は解釈に疑義が生じた場合は、その都度管理責任者及び利用者等が協議の上、解決に努めるものとする。

(規程の変更)

第18条 工学研究科長は、以下の場合に利用者等の同意を得ることなくこの規程を変更できる

ものとする。

(1) 規程の変更が、利用者等の一般の利益に適合するとき。

(2) 規程の変更が、契約の目的に反せず、かつ、設備 1 及び設備 2 の管理上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 前項による規程の変更にあたり、規程を変更する旨及び変更後の規程の内容並びにその効力発生日を、効力発生日までに「桂結」ホームページへの掲示又は電子メールによる通知その他の適切な方法により、利用者等に周知するものとする。

(その他)

第 19 条 設備ごとに異なる取扱いがある場合は、別表第 1 及び別表第 2 の備考欄に記載のとおりとする。

2 この規程に定めるもののほか、共同利用に関し必要な事項は、設備ごとに管理責任者が定める。

附 則

この規程は、令和 4 年 10 月 13 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 3 月 9 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 9 月 7 日から施行する。

別表第1 設備利用

機器番号	設備名称	管理専攻	管理責任者	利用時間	利用申請期間 (当該設備を利用 しようとする日から 起算)	変更・取止め (当該設備を利用 しようとする日から 起算)	利用単位	利用料単価(円)					事前講習料(円)					備考
								第4条第1号 に掲げる者	第4条第2号 に掲げる者	第4条第3号 に掲げる者	第4条第4号 に掲げる者	第4条第5号 に掲げる者	第4条第1号 に掲げる者	第4条第2号 に掲げる者	第4条第3号 に掲げる者	第4条第4号 に掲げる者	第4条第5号 に掲げる者	
A-001	ペンチトップ FT-IR 赤外分光光度計	分子工学専攻	分子工学専攻長 が選任	午前9時から 午後5時まで	1か月前から 1営業日前まで	1営業日前まで	30分あたり	100	100	100	100	100	無料	100	100	100	100	
A-002	超高分解能 電界放出形 走査電子顕微鏡 (FE-SEM)	分子工学専攻	分子工学専攻長 が選任	午前9時から 午後5時まで	1か月前から 1営業日前まで	1営業日前まで	1時間あたり	2,240	2,240	2,240	2,240	19,560	無料	2,240	2,240	2,240	19,560	
A-003	小動物用 マイクロCT	合成・生物化学専攻	合成・生物化学専 攻長が選任	午前9時から 午後5時まで	1か月前から 1営業日前まで	1営業日前まで	1時間あたり	10,260	10,260	10,260	10,260	13,240	無料	無料	無料	無料	無料	
A-004	リアルタイム PCRシステム	合成・生物化学専攻	合成・生物化学専 攻長が選任	午前9時から 午後5時まで	1か月前から 1営業日前まで	1営業日前まで	1時間あたり	3,340	3,340	3,340	3,340	6,660	無料	無料	無料	無料	無料	
A-005	卓上大気圧 電子顕微鏡	化学工学専攻	化学工学専攻長 が選任	午前10時から 午後5時まで	2か月前から 20営業日前まで	7営業日前まで	1時間あたり	4,300	4,670	4,670	5,070	5,070	無料	14,000	14,000	33,120	33,120	
A-006	多検体 ナノ粒子径 測定システム	化学工学専攻	化学工学専攻長 が選任	午前10時から 午後5時まで	2か月前から 20営業日前まで	7営業日前まで	1時間あたり	390	490	490	690	690	無料	490	490	6,660	6,660	
A-007	パルスレーザー 加工システム	材料化学専攻	材料化学専攻長 が選任	午前10時から 午後5時まで	2週間前から 3営業日前まで	1営業日前まで	1時間あたり	無料	940	940	1,870	1,870	無料	無料	無料	無料	無料	
A-008	空間光変調器	材料化学専攻	材料化学専攻長 が選任	午前10時から 午後5時まで	2週間前から 3営業日前まで	1営業日前まで	1時間あたり	無料	280	280	560	560	無料	無料	無料	無料	無料	
A-009	集束イオンビー ム・走査型電子 顕微鏡加工観察 装置	材料化学専攻	材料化学専攻長 が選任	午前10時から 午後5時まで	2週間前から 3営業日前まで	1営業日前まで	1時間あたり	無料	6,470	6,470	12,940	12,940	無料	無料	無料	無料	無料	
A-010	超臨界乾燥装置	材料化学専攻	材料化学専攻長 が選任	午前10時から 午後5時まで	2週間前から 3営業日前まで	1営業日前まで	1時間あたり	無料	1,320	1,320	2,640	2,640	無料	無料	無料	無料	無料	
A-011	走査型プローブ 顕微鏡	材料化学専攻	材料化学専攻長 が選任	午前10時から 午後5時まで	2週間前から 3営業日前まで	1営業日前まで	1時間あたり	無料	6,730	6,730	13,450	13,450	無料	無料	無料	無料	無料	
A-012	全自動多目的X 線回折装置	高分子化学専攻	高分子化学専攻 長が選任	午前10時から 午後6時まで	3か月前から 5営業日前まで	5営業日前まで	1時間あたり	250	250	250	3,960	7,340	1,350	1,350	1,350	5,060	8,440	

機器番号	設備名称	管理専攻	管理責任者	利用時間	利用申請期間 (当該設備を利用しようとする日から起算)	変更・取止め (当該設備を利用しようとする日から起算)	利用単位	利用料単価(円)					事前講習料(円)					備考
								第4条第1号に掲げる者	第4条第2号に掲げる者	第4条第3号に掲げる者	第4条第4号に掲げる者	第4条第5号に掲げる者	第4条第1号に掲げる者	第4条第2号に掲げる者	第4条第3号に掲げる者	第4条第4号に掲げる者	第4条第5号に掲げる者	
A-013	質量分析システム SCIEX X500R QTOF	合成・生物化学専攻	合成・生物化学専攻長が選任	午前9時から午後5時まで	1か月前から1営業日前まで	1営業日前まで	1時間あたり	610	610	610	/	/	/	/	/	/	/	
A-014	極微細周期構造解析システム	高分子化学専攻	高分子化学専攻長が選任	午前9時から午後5時まで	3か月前から10営業日前まで	2営業日前まで	1時間あたり	800	800	800	1,120	12,460	800	800	800	1,120	12,460	
A-015	400MHzフーリエ変換核磁気共鳴装置 JNM ECZ400S	物質エネルギー化学専攻	物質エネルギー化学専攻長が選任	午前10時から午後6時まで	1か月前から7営業日前まで	1営業日前まで	15分あたり	225	275	600	600	1,200	1,000	1,000	9,700	9,700	22,900	
A-016	時間分解吸収分光解析システム	分子工学専攻	分子工学専攻長が選任	午前10時から午後5時まで	3か月前から10営業日前まで	2営業日前まで	1時間あたり	22,720	22,720	22,720	76,550	76,550	81,930	81,930	81,930	243,400	243,400	第4条第5号に掲げる者の利用は、成果公開のみとする。
A-017	透過型電子顕微鏡(TEM)	高分子化学専攻	高分子化学専攻長が選任	午前10時から午後5時まで	6か月前から20営業日前まで	20営業日前まで	1時間あたり	無料	無料	無料	34,900	34,900	無料	無料	無料	104,690	104,690	

- 上記表中の利用料単価は、利用単位あたりの設備利用に係る金額(消費税相当額を含む。)であり、これに利用単位数を乗じた金額に事前講習料(初回のみ)を加えた金額を利用料とする。
- 利用単位が「15分あたり」の場合、15分未満の設備利用及び15分を超える設備利用に係る15分未満の端数については、それぞれ15分の設備利用として、利用料を算出するものとする。
- 利用単位が「30分あたり」の場合、30分未満の設備利用及び30分を超える設備利用に係る30分未満の端数については、それぞれ30分の設備利用として、利用料を算出するものとする。
- 利用単位が「1時間あたり」の場合、1時間未満の設備利用及び1時間を超える設備利用に係る1時間未満の端数については、それぞれ1時間の設備利用として、利用料を算出するものとする。
- 第4条第6号に掲げる者の利用料単価及び事前講習料は、当該者の所属・身分等を勧案のうえ、管理責任者が指示するものとする。

別表第2 分析委託

機器番号	設備名称	委託内容	管理専攻	管理責任者	利用単位	委託料単価(円)					備考
						第4条第1号に掲げる者	第4条第2号に掲げる者	第4条第3号に掲げる者	第4条第4号に掲げる者	第4条第5号に掲げる者	
A-013	質量分析システム SCIEX X500R QTOF	質量分析	合成・生物化学専攻	合成・生物化学専攻長が選任	1検体あたり	2,090	2,090	2,090	11,330	52,950	第4条第5号に掲げる者の利用は、成果公開のみとする。
A-016	時間分解吸収分光 解析システム	分析・測定	分子工学専攻	分子工学専攻長が選任	1回あたり	98,460	106,030	106,030	336,470	336,470	第4条第5号に掲げる者の利用は、成果公開のみとする。

1. 上記表中の委託料単価は、利用単位あたりの分析委託に係る金額(消費税相当額を含む。)であり、これに利用単位数を乗じた金額を委託料とする。
2. 第4条第6号に掲げる者の委託料単価は、当該者の所属・身分等を勘案のうえ、管理責任者が指示するものとする。